

令和2年7月29日

保護者様

東京都立狛江高等学校長
浜田 浩和

令和3年度「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」について

(7月以降の授業料に係る減額手続のお知らせ)

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。
このたび、多子世帯における令和3年7月以降の授業料に係る減額手続きについて下記のとおり
お知らせいたします。

各事項を御確認の上、対象になると思われる世帯の方は御申請ください。

なお、6月までに申請し、既に授業料減免が決定されている方は再度の申請は不要ですのでご注意ください。

記

1 本事業の概要

本事業は、下記の2つの要件を満たす世帯に対して授業料を1/2に減額する制度です。

【要件(1)】保護者等が扶養する23歳未満の子が3人以上いる

【要件(2)】所得制限により7月以降「就学支援金(※)」の対象とならない
(年収目安910万円以上)

※「就学支援金」とは保護者の教育に係る経済的負担軽減を図るため、国が授業料を負担する
制度です。

2 申請書の配付場所

希望者に、本校経営企画室(1階)窓口にて配付

※本校HPにも同じものを掲載しておりますので、御活用ください。

3 申請書類の提出期限等

提出期限：令和3年6月30日(水)

※経営企画室に御提出ください。なお、郵送による提出も可能です。

4 その他

本事業は、「就学支援金(7月申請)」不申請者及び不認定見込みの方が対象になりますが、今後不認定となった方は、上記提出期限を過ぎても、不認定決定の通知があった日(9~10月頃)の翌日以降30日以内に減免申請書を提出すれば、7月分の授業料から減免認定されます。

その他、本事業について御不明な点等ございましたら、下記担当まで御連絡ください。

連絡先

〒201-8501

東京都狛江市元和泉3-9-1

東京都立狛江高等学校 経営企画室

TEL 03-3489-2241 担当：吉野

令和3年7月5日

保護者様

東京都立狛江高等学校長

浜田 浩和

令和3年度東京都国公立高等学校等 『奨学のための給付金』 制度の御案内

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、『奨学のための給付金』制度について、お知らせいたします。詳しい内容は別紙のリーフレットの内容を御確認の上、申請される方は必要書類を本校経営企画室でお受取ください。

(必要書類は東京都教育委員会のホームページでも入手することができます。)

なお、本制度について、7月1日付の紙文書で生徒へ配布しています。

【問合せ先】

東京都立狛江高等学校 経営企画室

担当 吉野

電話番号：03-3489-2241

[お知らせ](#)

[リーフレット（制度の御案内）](#)